

令和 8 年第 1 回熊野町議会定例会

会議録（第 2 号）

1. 招集年月日 令和 8 年 3 月 3 日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和 8 年 3 月 4 日

4. 出席議員（13 名）

1 番 藤 本 健 太	2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一	4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也	6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平	8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり	10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則	13 番 大瀬戸 宏 樹
14 番 時 光 良 造	

5. 欠席議員（0 名）

な し

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 岡 隆 司
住民生活部長	西 川 伸一郎
企画担当部長	榎 並 正 和
建設農林部長	福 嶋 春 樹
教 育 部 長	立 花 太 郎
総 務 部 次 長	佛 圓 至 裕
住民生活部次長	宗 像 雅 充
健康福祉部次長	井 原 志保里

建設農林部次長	大後戸 勝
建設農林部技術次長	渡 部 貴 幸
教 育 部 次 長	須 賀 雅 彦
財 務 課 長	堀 野 准
産 業 観 光 課 長	近 藤 光 宏
収 納 管 理 課 長	石 田 裕
防 災 安 全 課 長	北 川 忠 博
生 活 環 境 課 長	花 岡 秀 城
高 齢 者 支 援 課 長	竹 本 園 美
子 育 て 支 援 課 長	熊 野 孝 則
健 康 推 進 課 長	寺 澤 ひ と み
農 林 緑 地 課 長	中 原 幸 成
下 水 道 課 長	小 鳥 田 和 詞
会 計 課 長	桐 木 清 美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	桐 木 和 義
議 会 事 務 局 書 記	尾 瀨 宏 教

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 議 事 日 程（第2号）

開 会 宣 告

日程第 1 一般質問

日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（荒谷直美）

日程第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（竹森由美子）

日程第 4 議案第 1 号 第6次熊野町総合計画基本構想の変更について

日程第 5 議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 6 議案第 3 号 熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 7 議案第 4 号 熊野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 5 号 熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 6 号 熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 7 号 町道の路線認定について
- 日程第 11 議案第 8 号 専決処分した令和 7 年度熊野町一般会計補正予算（専決第 1 号）の報告及び承認について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 7 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 7 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 7 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 7 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 7 年度熊野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 8 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 8 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 8 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 8 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 8 年度熊野町下水道事業会計予算について
- 日程第 22 発議第 1 号 熊野町議会改革特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第 23 選挙第 1 号 熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第 1 熊野町議会改革特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について（議事日程 第 2 号の追加 1）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（時光） ただいまの出席議員は 13 名です。定足数に達していますので、昨日に

引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第1、一般質問を行います。続いて10番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） おはようございます。10番、片川でございます。

本日は、通告に基づき3点お伺いいたします。

1点目。先日来、民間事業者の居住満足度調査において、まちの幸福度住みやすいまちランキング1位の高評価を受け、事あるごとに町長から誇らしげに発信されるのを受け、手放しに軽々に喜ばしいことなのか、町民一人一人の実態に即した町民の顔を見据えた住民サービス、住民福祉の向上がなされておるのか。民間の営業戦略の一環に乗り満足する。これ行政の怠慢ではないのかと甚だ疑問に思う観点から、少子高齢化の進捗中、追跡質問として、令和元年より数回訴えてまいった障害のある方や、環境省よりも指針が示されておる高齢者ごみ出し支援制度、当町における進捗状況と、今後。

2点目。江戸時代より内陸物資搬出路として、明治41年より車両通行可能となった町民の生活の要衝である矢野峠、熊野トンネル。少量の降雪により通行止めの事例が発生いたしました。60年熊野にありますが、降雪時の大渋滞の記憶と経験はございます。あの程度の降雪で通行止めは記憶にない事例でございます。町民の生活道を行政としてどう捉えておるのか。どう対応したのか。今後どう対応するのかを。

3点目。日本独特の四季が乱れ、1年を通して気象変化著しい今日、今年も災害時と同様異常な少雨でございます。過去数年に学べば、来る雨季に多雨が懸念されます。防災減災の観点から、先んじて河川の浚渫の計画を。

以上、3点お伺いいたします。詳細な答弁を求めます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 副町長の答弁を許します。

岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） 片川議員の3つの御質問、「街の幸福度県1位、住みやすい街」と

「熊野トンネル、矢野峠の通行止」、「防災減災」について、お答えをいたします。

まず、1番目の御質問、「街の幸福度県1位、住みやすい街」についてですが、本町は昨年、本年と、民間事業者の実施した居住満足度調査に基づき、いい部屋ネット街の幸福度ランキングで県内1位に選ばれたことは、民間の一調査ではありますが、大変喜ばしいことと捉えております。一方で、人口減少、高齢化の進む中で、課題を抱えているところも確かでございます。ごみ出しにつきましても、課題の一つとして認識をしており、調査研究を進めているところでございます。詳細は住民生活部長からお答えいたします。

次に、2番目の御質問、「熊野トンネル、矢野峠の通行止」についてですが、広島熊野道路と矢野峠につきましては、今年1月から2月にかけて、積雪や路面凍結の影響で、2路線が同時に通行止めとなる事態が発生いたしました。これらの路線の通行止めは、町民の日常生活に多大な影響が生じることから、道路管理者や交通管理者と連携して取り組んでまいります。

次に、3番目の御質問、「防災減災」についてですが、本町では、町民が安心・安全で快適に暮らせるまちを実現するため、熊野町総合計画に、砂防、治山、治水の推進など、7つの基本施策を掲げ、防災減災対策を推進しているところです。

詳細につきまして、建設農林部長より答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 片川議員の1番目の御質問、「街の幸福度県1位、住みやすい街」についてお答えします。

御質問の要旨、弱者へのごみ出し支援についてですが、今後さらなる高齢化や核家族化の進行等に伴い、支援が必要な世帯の増加が予想されることから、日々のごみ出しに課題が生じてくることは認識をしています。

以前の一般質問を受け、健康福祉部においては、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者保健福祉計画の策定時に、65歳以上及び障害を持っている方を対象としたアンケートにおいて、ごみ出し支援に関する項目を加えて調査を実施しましたが、ごみ出し支援の必要性の設問においては、必要であるとの回答の割合は高くなかったことから、町としましては、具体的に新たな対策を進める状況には至ってはいません。

現状は、介護保険や障害福祉サービスを利用されている方におきましては、必要に応じてごみ出し支援が行われています。

今後は、多様化してくる生活に対応した支援の需要が増加することも想定されますので、高齢者に限らず、何らかの支援が必要な方に幅広く届くように、ごみの収集体制等を整えていく必要があると考えています。

関係機関や地域の団体などと連携し、公的な福祉サービスとそれ以外のボランティアや地域住民などによるサービスのバランスを考えながら、持続可能なごみ出し支援制度の導入について、さらに検討を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福嶋建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（福嶋） 片川議員の2番目の御質問「熊野トンネル、矢野峠の通行止」についてお答えをします。

町民の生活道を行政としてどう捉えているかを問う御質問ですが、広島熊野道路と矢野峠は、軌道系交通機関のない本町にとって、熊野町から広島方面への通勤通学に利用するなど、町民の日常生活を支える重要な道路です。さらに、広島熊野道路は、物流など社会経済活動を支える幹線道路としての機能や、災害発生時に緊急輸送道路としての機能も有することから、さらに重要度の高い路線と認識をしております。そのような中、今年1月から2月にかけて、積雪や路面凍結の影響で、これら2つの路線が同時に通行止めになり、広島方面との往来に大幅な迂回が必要になったと認識をしております。

町においては、1月の通行止めに伴う町民からの御意見を踏まえて、リアルタイムの道路規制情報や、道路カメラ画像の確認方法を町ホームページで紹介する記事を掲載したところです。今後は道路管理者、交通管理者と連携した通行止めの発生を抑制する対策に加え、万が一通行止めが生じた際には、町民をはじめとした道路利用者に対し、通行止めの情報をどのように周知していくのかを検討してまいりたいと考えております。

次に、3番目の御質問、「防災減災」についてお答えをします。

河川の浚渫計画を問う御質問ですが、昨今、頻発化激甚化する豪雨に対応するため、熊野町総合計画の具体的施策の一つに自然災害対策の充実を掲げ、県管理河川や町

管理河川の浚渫を推進するなど、計画的な治水機能の維持向上に努めることとしております。そのような中、本町においては、令和２年度に新設された緊急浚渫推進事業債を活用して予算を確保し、計画的に浚渫工事を実施しております。なお、この起債は当初令和６年度までの時限的な措置とされておりましたが、全国の地方自治体の継続要望を受け、令和１１年度までの継続が決定をしたところです。引き続き、この起債を最大限活用して、計画的に浚渫工事を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜

○１０番（片川） 答弁ありがとうございます。

以前の質問を受けて、健康福祉部で高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者保健福祉計画策定時に、６５歳以上と障害者対象にアンケートの実施をいただいたようでございます。

まずは一步でございますが、以前に比べて前進に感謝申し上げます。

その結果、ごみ出し支援の必要性の設問に、必要との回答の割合が低かったことから具体策を進める状況に至っていない。ですが、今後さらに高齢化、核家族化が進み、要支援世帯の増加見込みであり、日常のごみ出しに課題が生じる認識はあるとのこと。認識を持ちながら、少数であるから切り捨てておる。多くなったら追ってやりますか。ほかの自治体の事例では３年ぐらいかかるとのわけです。具体策はいつから進める気になりますか。

〜〜

○議長（時光） 花岡生活環境課長。

〜〜

○生活環境課長（花岡） 高齢者のごみ出し支援なんですが、先ほど部長の答弁からもありましたように、今議員もおっしゃられたようなところもあるんですが、最近のニーズ調査の中では、やはり高齢者、障害者のごみ出し支援に対する要望というのはあまり高くないという結果を受けまして、既存の福祉サービスであらかた対応できているのではないかとこの状況で確認をしております。という形で、新たな取組をしてはおりませんが、既存の福祉サービスの中で取り組んでいる状況となっております。

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川）　ありがとうございます。

ほっとくまのごみ出し支援の実績、大型ごみの利用も含めて、令和2年においては10件、3年9件、ごみ出し2年4件、3年4件、以前報告をいただきました。令和4年からお示しいただけますか。

○議長（時光） 井原健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（井原） ほっとくまの実績でございますが、手元のほうには6年度と今年度の実績しかございませんので、そちらのほうを御報告させていただきます。

ほんとくまやごみに関する問合せはあんまりないらしくて、利用している方の内容といたしましては、骨折しているとか、退院した後で一時的に体を動かすことができないという状況の方が使われているということが現状だそうです。

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 以前質問したときより増えてるわけです。実際問題、行政が把握しているとおりに増える見込みがあるという中の実績が出ておるわけでございます。それに基づいて、前回もお伺いしたんですが、ニーズ調査はしていただきましたでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 井原次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（井原） ほっとくまに関するニーズ調査ですが、ほっとくまに関してのニーズ調査は行っておりません。以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 前回の答弁、ぜひニーズ調査もしようという答弁いただいておりますんで、また今後お願いしたいと思います。

ほっとくま、1回1時間500円負担ということですね。高齢者利用の負担感、いかがなものでしょうか。年金生活とか低所得者の負担感も考慮すべきと考えますが、いかがですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 井原次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（井原） ほっとくまの事業については社協のほうで実施しているものなんですが、以前500円では1回、多いのではないかと、やはり5分で終わったり数分で終わる事業に対しても500円は高いのではないかという意見で、社協のほうと協議を行いました。社協の中でやはり半額にしようかという意見が出たんですが、やはりボランティアのほうで、町内、その場所に行く時間ですとかガソリン代ですとか、そういったことを考えると、やはり1回当たり500円が妥当ではないかということで料金の改定に至っていないということを伺っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 協議いただいたの感謝いたしますけど、再度また協議いただきたいと
思います。利用者の負担感をしっかり。我々と違うんです。高齢になられて、年金所得
で、働ける場合であっても低所得でございます。少しその立ち位置に立って、もう
少し検討を重ねていただきたいと思います。

また、現行において周知は足りておるのでしょうか。いかがお考えですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 井原次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（井原） ほっとくまに関する周知でございますが、2か月に1回配布
しております社協だよりのほうで、約1面を使って周知をしていることと、あと社協の
ホームページだけではなく、熊野町のホームページのほうにも掲載させていただいてお
ります。しかしホームページに関しては、ボランティアですとかほっとくま以外のこと
で検索をする場合、そこにたどり着かないという課題もございますので、その辺につい
てはまた改善していきたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 先ほどと同様ですね。世代の慣れ、ギャップもございますので、我々
が理解できることでも、検索に戸惑う、ここへたどり着くのに大変時間がかかる。途中
で諦めてしまうこともあるんじゃないかと思うんです。現に、そういう方と比べれば私も
若いんですが、私でも途中で諦めがちです。もう少しその立場の方の立ち位置に立たれ
て周知できるよう、今後考慮いただきたいと思います。

我々とか担当職員の方々とは、大きく感覚、価値観等、いろいろ対応に違いますので、
多種多様な周知方法を求めます。よろしく願いいたします。

以前の答弁で、熊野町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定時の生活支援サー
ビスの充実調査の結果、6番目のごみ出し希望とあり、3年に一度調査という答弁いた
だいておるんです。その後の結果、いかがでしたでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 井原次長。

○健康福祉部次長（井原） 障害者保健福祉計画とあと介護保険も併せてですが、今年度、この1月に次期計画に向けてのアンケート調査を実施しているところです。この分析を受けまして、来年度計画を策定する予定です。以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） 以前質問してから、そのとき今年度するおっしゃったんです。そのときの結果は。

○議長（時光） 井原次長。

○健康福祉部次長（井原） 障害者保健福祉計画について、私のほうから述べさせていただきます。

まず、令和5年度に障害者の保健は実施しておりますけれども、町内で障害を持っている方1,259人を対象にアンケートを実施しております。回答率は49.2%でしたが、その中で、ごみ出し支援は必要ですかという項目に対して、必要はないと答えた方が74.2%、必要であると答えた方が20.8%と回答をいただいております。

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） くだいようですが、回答率半分切っとるんです。これ、何でしょうか、要因は。

○議長（時光） 井原次長。

○健康福祉部次長（井原） やはり障害の方を対象にしているということもあるかもしれませんが、町のアンケートに関しては、どれも大体この数字程度だと思っております。


~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

また、ケアマネさんが要支援の方々の情報共有をなさってくださっておられるとのことですが、感謝申し上げます。

~~~~~○~~~~~

– 117 –

情報を共有していきたいと考えております。あと、障害者の事業所にも二、三か月に1回ずつ事業所ごとに集まる会がございます。そちらに町の担当の職員も参加しており、現場での課題とかもそこで聴取する場面がございますので、そちらの辺りで困られていることとか不足していることなどを聞き取ってまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） これ、地域の声、近所の方からの声とか民生委員に吸い上げができたとか、班長さんそれから自治会長さんのほうへ声は集まってきませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） ごみに関する相談というのは特に上がってきてはいないんですが、ただ地域の事例として、地区社協等で、全ての地区社協ではありませんけれども、やはりごみを捨てるのが難しい方などは声かけ、いわゆる巡回相談に合わせて、見回りに合わせてごみを捨てることもあるということは伺っております。以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） なかなか民生委員さんというと、熊野の体質からいうと、構える部分もありますんでね、コミュニティーづくりをしっかりとしていかにゃいけないのでしょうね。その辺もお願いしておきたいと思います。それから、以前答弁で、中学生のごみ出し支援、見守り支援について、コミュニティスクールの授業の一環として、地域学校協働活動の中で、子供たちが地域貢献をすること、とても大切であると、教室では得られない道徳の体験が学習教育であると、2代にわたって教育長発言でございましたが、その後の取組いかがでしょうか。以前はコロナを理由に、今はできないとの答弁でございましたが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育長（平岡） 私は、今でも生徒が思いやりの気持ちを持って地域貢献をしていくということは大切なことであるというふうに思っております。そうした中で、先ほど答弁もありましたけども、関係課と連携する中で、福祉関係の計画のニーズ調査であったりとか、あるいは通学路の安全性の問題だったりとか、その辺りを踏まえて、今現在学校組織として取り組めていないのは事実であるというふうに思っております。

ただ、日常的に生徒に対しては思いやりを持って地域貢献をしていくということについては指導しておりまして、実際にそうした生徒の行為に対して、地域の町民の方から感謝の電話なんかも入っている事実もございます。今後はそうした状況も踏まえながら、高齢者の方のごみ出しのニーズであったりとか、あるいはそれに関連する生徒とのマッチングであったりとか、そういう状況が許せば、生徒のごみ出し支援についても推奨していきたいと思えますし、そうした事例が広がっていけばよいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） ぜひともお願いしたいと思います。今後、そのようなものが前へ進めば、教育のほうとしてもしっかりと御協力いただきまして、安否確認ということもございまして、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

以上、この件につきまして追跡質問いたしました。

この支援を求める声は、私ごときにですら再三複数の方から届いてまいります。支援要望、実態を得やすくする。そのための周知方法と、広く聞き取る力、考慮、そして多様化する生活に対応したごみ収集体制を構築いただきたいと思います。

検討とはお役人によくおっしゃるんですが、これお役所用語なんですか。私の捉え方からすると、検討、この答弁はやる気がない、この言葉のすり替えではないのかというような気がする時もございます。まずはどうでしょうかね、先んじて今不自由感じておられる方、現状におられます。金銭的な負担感も多うございますので、直営で高能協に御協力いただくとか、一般の方、中学生等にポイント制度、商品券、商店街組合買物特典等といったような、1時間幾らとかというようなことで、パート、アルバイト的な見守り、安否確認も含め共助事業で、要望が少ないうちから、多くなってあせることの

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~


すけども、確かに子供がやるというのは、ごみを人に見られたくないとかいう気持ちもありますので、子供さんだったら、失礼な言い方ですけど、出しやすいというような、そういうこともあると思いますから、いいこととは思いますが、やはり学校教育のことですので、もう少し学校教育の状況を注視したいと思ってます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） しつこうございますんでね。今困っておられる方、少数とはいえ見捨てるべきではないと考えます。今後増えてくるのではないかという考えを持っております。令和元年より、今回を含め5回目の質問と要望でございます。環境省からのガイドラインも示されて5年になります。少ないうちに、まず試験運用を実施し、その結果本実施に向け、それからお得意の御検討なさるということをお願いして、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、2点目、「矢野峠、熊野トンネルの通行止」についてでございます。

少量の降雪の状況を受け、道路交通法6条により危険防止の観点から、また一例は降雪による凍結時ノーマルタイヤによるスタック状態による通行止め、このいずれも規制時間の長さ、通勤通学時間を含む時間帯が非常によくなかったと抗議させてもらわざるを得ない。過去に降雪による通行止めの記憶ございません。我々の子供の頃からの降雪量からしたら、今回の降雪は通行止めに値する量とは捉え難いんです。いかがお考えでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 大後戸建設農林部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（大後戸） 今回の降雪ですけども、2つの路線が同時に通行止めになりました。これを受けまして、かなりのお問合せとか苦情というものが本町にも届いてございます。そうした中、通勤通学の時間帯も含めて、長期に通行止めとなったことで、先ほど部長答弁にもありましたとおり、日常生活に支障があったというところでございます。

その後、私のほうも直接警察のほうにお伺いして、同時に通行止めを長期にされるの

は困るんですよというようなお話をさせていただく中で、やっぱりノーマルタイヤの車両っていうものが相当数入り込んでいると。この前も山陽道とか国道2号でも通行止めがたくさんあったと思うんですけども、そういった状況の中で、ノーマルタイヤが入ってくると、1回交通事故を処理したりとか、スタック車両を横によけて通れるような状況をしのいだとしても、その後また同じような状況が出てしまうような路面状況だったというふうにお伺いしておりますので、私どももその話の中で、通勤通学、帰られる方もいらっしゃるし、出ていく朝の時間帯もそうなんですけども、そういった時間帯はどうか通れるような状況にまで持って行ってほしいというのは要望させていただいたところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 御努力いただいておりますんですけど。御承知のとおり、町民の日常生活を支える幹線道路なんです。今まで私が高校へ通学する頃、そしてお仕事で下へ降りるときに、子供の頃から冬になると特に慢性的な渋滞あったんです。バスで下へ降りるまで2時間。矢野支所へ下りるまで2時間かかりとか、慢性的なものございました。その中で降雪時に、事故があったんではなかろうかという、1時間また延びたりということもありました。ですが、だから通行止めにしたかいうとないんです。なぜ今に至ってこういう規制をなさるのか。警察官の感覚、判断が変わってきとるのか。ですがこれ熊野町民にとって住民生活の主要な道路であるということは変わってない。ましてや、1本が2本になつとるわけです。これを2本とも止めてしまう。これは町が止めたわけじゃないんです。ですから町に文句言うところでないかも分からない。ですが、行政として町民の生活を見守り支えていかなきゃいけない、行政として。どう捉えていくのか。そしてこれを県警のほうにどう伝えどう解消していくのか。これしっかり考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

日常を支える幹線道路でございますんで、これに際して道路維持の面から、塩カルとか融雪剤等の散布事業はどうなっておりますでしょうか。以前、私の記憶でいいますと、道路維持の指定業者等がこの時期になると散布しよった。何度か見とるんですけど、今どうなってますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 大後戸次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（大後戸） 広島熊野道路と矢野峠の2路線についてでございますけども、基本的には、広島熊野道路のトンネル部分から平谷の交差点までは広島県が管理をされております。トンネルから先の広島市側につきましては広島市の管理となっております。矢野峠につきましても、広島市側につきましては広島市が管理されておまして、管理のレベルにつきましては、矢野峠につきましては、路肩のほうに凍結防止剤が複数か所に配置をされておまして、これは以前から広島市が管理されていて、それを近隣の住民の方そして企業の方、道路利用者、交通管理者のほうが随時適宜散布できるような状況にはなっていたというところで、そこについては以前と変わっていないような状況です。

広島熊野道路につきましては、広島市のほうにお問い合わせさせていただいたところ、路線委託業者、先ほど議員さんからもお話ありましたように、路線委託業者のほうで凍結防止剤を散布しているというふうにお伺いしております。加えて、広島熊野道路のほうにも、道路利用者の方とか交通管理者の方が散布できるように、置き塩といいますか、凍結防止剤は配置をしております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 変わってないということなんですが、どうも最近散布される姿見かけないんです。この辺もまた各管理者違いますんで、横の連携を取っていただいて、しっかり要望いただきたいと思います。よろしくお願いします。

そもそもノーマルタイヤで降雪時に車両を走行させることが間違いであって、通行止めをすることになる対応、タイヤ規制をすべきではないかと思いますが、これもタイヤ規制をして、そこでまたチェーンをつけなさいとか、タイヤを履き替えなさいとかいうような敷地の問題もございます。なかなか難しいとは思いますが、常日頃よりこれも周知活動だと思うんです。そして、できるとすれば、行政に負担かけるとすれば、県道のトンネルの入り口とか向こう側とか、向こうでいえば坂が始まる前、そしてトンネル

情報の看板とか電光掲示板、これにしっかりと、降雪が起こる前の時期からしっかりと周知、警告、そして、私どものほうの熊野側、これについては今の川角交差点のほうから、そういったノーマルタイヤとかいうものも通さないよ、通ってはいけないよと。これ免許を取得する際から道交法の教本に書いてあることでございます。で、今のスタッドレス、費用的な負担が大きい。そういうこともございましょう。そういう方には支援の用意をしておくというようなことを、これなかなかドライバーのマナーが悪いではないかというようなことは、またなかなか行政として言いにくいんでしょうけど、この辺の周知を町のほうも努力いただきたい。そのようなことで、電光掲示板も今の熊野方面側にも県道に設置の検討もいただきたいと思います。

それぞれのシーズンに応じて、毎年交通安全運動、町のほうでもしていただいておりますけど、そのような努力も検討いただいて、今後通行止めにならないように。これは警察が勝手にやったことだと、管理者がそれぞれ違うんだというんでなくして、熊野の住民困ります。この辺しっかりと訴えていただいて努力いただきたいと思います。この辺をお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

最後に一つ、浚渫の問題なんですが、具体的に、例えば、一般に俗にいう雨季です。梅雨が始まるまでに現段階で、先ほどの答弁で計画的にいうことをおっしゃった。計画的にいう答えがあるのであれば、私が目につくような川の中に島があったらならんと思うんです、この時期に。そういう観点から、6月までに、例えば早ければ5月までに、どこを実施なさいますか、その計画ございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 大後戸次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（大後戸） 来年度の予算で、河川改修費の中に浚渫費用も、町でいきますと要望させていただいて計上させていただいております。具体的な箇所につきましては、今考えてるところなんですけども石風呂川のセレモ館の横の辺り、今住宅がかなり建っておりますあの辺り。護岸が少し石積みって、空石積みという、ただ積んであるようなものがあったり、堆積の状況も結構あります。これから家が数十軒建とうかというところなんですけども、そういった今開発がちょうどされているような中で、今のような堆積、護岸が悪いっていうようなところも把握してございます。そういったところには、できる限り出水期までに手を入れて、皆さんが住んでいただくまでに何と

ると、取水堰の位置をさらに下げやすくなるということもございますし、そこで滞留すれば河川の水かさが、バックするってよく言うんですけどそういったバックも少なくなってくるっていうところもあって、安全性の向上に寄与するのではないかというふうに考えてございます。

2点目。呉地橋から川角大橋の下の辺りにつきましては、これまでも、令和4年度ぐらいに河川の浚渫を県のほうに実施していただいております。しかしながら、やっぱり山のほうがまだ土が出てくることが落ち着いていないような状況もありまして、同じようなところにたまってくる。河川の縦断が緩いところにまたたまってくるというような状況がありまして、それも我々認識しておりますので、写真等を持って県のほうに直接要望にも伺っております。そういったところを順次できるだけ早くに取っていただくように、要望は引き続きやっていきたいというようなところでございます。

3点目。河川があふれて田んぼのほうに土砂が入っていると、その点については、個人で取るっていうようなお話がございましたけれども、これが災害復旧であれば、農地災害ということで、土砂を取ることも過去にもやってございますので、そういった手法も駆使しながら何とか対応できればいいなというふうに考えてございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） ありがとうございます。

時間の都合上、あまり質問が思うようにできてないんですけど、真の住みやすいまちになるようにいろいろと考慮いただきまして努力いただきたいと思います。

本日これにて終わります。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で片川議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時55分。

（休憩 10時39分）

（再開 10時55分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

これより日程第2、諮問第1号、日程第3、諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき、意見を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、諮問第1号、日程第3、諮問第2号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第2、諮問第1号、日程第3、諮問第2号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

熊野町人権擁護委員のうち、3名の任期が令和8年6月30日で満了することに伴い、2名の委員の推薦について、人権擁護委員法に基づき、議会の御意見を伺うものでございます。

今回推薦をいたしますのは、現委員であります荒谷直美氏、竹森由美子氏でございます。

荒谷委員においては令和2年から2期目、竹森委員におかれては令和5年から1期目の活動中でございますが、住民からの信頼と実績もあり、熊野町の人権擁護問題へ積極的に取り組んでいただいております。

お二方ともに経験を生かした人権擁護活動が見込まれることから、熊野町の人権擁護委員としてふさわしいと考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号について採決します。

本案については、荒谷直美さんを適任とすることに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、荒谷直美さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第2号について採決します。

本案については、竹森由美子さんを適任とすることに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、竹森由美子さんを適任とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第4、議案第1号、第6次熊野町総合計画基本構想の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 議案第1号、第6次熊野町総合計画基本構想の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和3年3月に策定をした第6次熊野町総合計画の後期基本計画を策定するに当たって、基本構想を時点修正することとし、変更について町議会の議決をお願いするものでございます。

今後も、この基本構想を基に、議員の皆様方の御協力をいただきながら、住民との共生による信頼と連携を基本とし、持続的なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。



詳細につきまして、企画担当部長から説明を申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 榎並企画担当部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○企画担当部長（榎並） 議案第1号、第6次熊野町総合計画基本構想の変更の詳細について、御説明申し上げます。

令和3年3月に策定した第6次熊野町総合計画の初めの5か年を計画期間とする前期基本計画が令和7年度をもって満了することから、引き続き本町のまちづくりを総合的、計画的に進めることを目的として、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする後期基本計画を策定いたします。

第6次熊野町総合計画は、10年先を見据えて策定し、基本構想において、まちの将来像を、ひと まち 育む 筆の都 熊野 〜なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して〜とし、まちづくりに係る施策を推進しているところです。

後期基本計画の策定に当たっては、引き続きこの将来像の実現のために施策を推進する必要があることから継続するものとし、この将来像の具現化を図るため、現況の分析や行政課題の整理等を行った上で、施策の方針、具体的施策及び指標等を見直すこととしました。

また、基本構想につきましても、前期基本計画の策定時以降の社会情勢の変化や新たに発生した課題の解決や改善を図るため、時点修正を行うこととしております。

後期基本計画の策定に当たっては、熊野町総合計画策定条例の規定により、熊野町総合計画審議会に令和7年10月27日付で諮問を行っており、去る2月10日に当審議会から適当であるとの答申をいただきました。これを受けて、同条例第6条の規定により、基本構想の変更について町議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、第6次熊野町総合計画基本構想（案）を御覧ください。

表紙を開いていただいたところに目次がございます。本基本構想は、序論と基本構想の2部構成としております。

2ページをお開きください。第1節、計画策定の基本方針でございます。

第1項、計画策定の趣旨については、ただいま御説明しましたとおりでございます。

次に、第2項、計画策定の基本的視点でございます。計画策定に当たっては、目標と

成果を分かりやすく公表できる計画づくり、協働による計画づくり、優先順位を明確にした計画づくりの３つの基本的視点に沿って計画の策定に取り組んでまいりました。

次に、３ページ、第３項、計画の構成と目標年次でございます。本計画は、図１－１で示しておりますイメージのとおり、基本構想、重点戦略、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、本町の将来像とそれを実現するための基本目標を示すもので、計画期間は、図１－２のとおり、令和３年度から１２年度までの１０年間としております。このたびは、この基本構想について、時点修正を行います。

重点戦略には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を位置づけ、基本計画における人口減少防止施策や地方創生に係る施策といった重点的な施策をまとめており、基本計画は後期基本計画と同じく、令和８年度から令和１２年度までの５か年としております。

基本計画は基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、具体的な施策の目的や方針などを示すもので、同じく１０年間を計画期間としますが、社会情勢等の変化に柔軟に対応ができるよう、前期、後期それぞれ５年間に分けて策定します。

このたび策定する後期基本計画は令和８年度から令和１２年度の５年間を計画期間とします。

実施計画には、主要な事業を５か年計画で示すもので、別途作成し、毎年度見直しを行います。

続く４ページから、第２節、計画の背景と課題を示しております。

１７ページまでは、位置、地勢や人口、世帯数、産業、財政などの熊野町の姿について、統計データなどを交えながら記述しています。

１８ページから２３ページまでは、第３項、住民意識の把握でございます。住民との協働による計画づくりを実現するため、住民意識調査を実施し、住民のまちづくりに対する意識を把握し、得られた意見など分野ごとにまとめております。

２４ページから３０ページまでは、第４項、前期基本計画の進捗と課題でございます。前期基本計画の基本目標ごとに、これまでの効果検証により得られた進捗と課題を記載しております。

住民意識調査からの課題と前期基本計画の効果検証による課題を３１ページのとおり、まちづくりの分野ごとにまとめ、計画の内容や施策の検討、３２ページからの熊野町の課題と解決の方向性の整理に活用しております。

36 ページをお開きください。第2章、基本構想、第1節、目指すまちの姿でございます。

第1項の将来像につきましては、前期から引き続き、ひと まち 育む 筆の都 熊野 ～なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して～としております。

町民との共生による信頼と連携を基本に、持続的なまちづくりを進めることで、なんかいいことが多いまち、私たちの暮らしにちょうどいいまちを実現しようとするものでございます。

次に、37 ページ、第2項、人口ビジョンでございます。本町の人口は平成12年を境に減少に転じている一方で、その減少幅については令和2年度以降、緩やかなものとなっています。本計画では、施策の実施により人口維持に計画的に取り組むこととし、令和12年の目標人口を前期と同じく2万1,000人とし、令和47年までに1万4,600人を上回る将来展望を目指すこととしております。

次に、39 ページをお開きください。第3項、土地利用の方向でございます。令和3年策定の都市計画マスタープランの内容との整合を図り、まちづくりの基本となる土地利用について、長期的な視点に立って、地域の特性を生かしつつ総合的かつ計画的に行うこととしております。

次に、42 ページをお開きください。第4項、将来像を実現するための基本目標でございます。

基本構想の将来像に示されている、なんかいい、ちょうどいいを実感できるまちを目指して、6つの基本目標と、その目標を達成するための35の基本施策を示しております。

基本目標1、誰もが元気で健やかに暮らせるまちでは、基本達成のため、地域福祉の推進など6つを基本施策としております。

基本目標2、学ぶ力と豊かな心を育むまちでは、学校教育の推進など7つを基本施策としております。

続いて43 ページ、基本目標3、活力と魅力に満ちた元気なまちでは、移住・定住の推進など5つを基本施策としております。

基本目標4、安心・安全で快適に暮らせるまちでは、防災、減災対策の強化など7つを基本施策としております。

続いて44 ページ、基本目標5、人と自然が調和する美しいまちでは、土地利用と都

基本目標 6、自立と協働、みんなでつくる持続可能なまちでは、町民参画の推進など 4 つを基本施策としております。

続いて、４６ページ、４７ページをお開きください。ここでは基本計画と重点戦略の関連表を掲載しております。基本計画の中で重点戦略と関わりの深いまちづくりの分野を白丸、関わりが深くかつ共通のＫＧＩ、これは目的達成指標でございます、を定めている分野を黒丸で示し、関連性を分かりやすく示しております。

~~~~~○~~~~~

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

もう一点の調査の分につきましては、また後から御報告させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

– 132 –

(「はい」の声あり)

○議長(時光) ほかにありませんか。ないですか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第5、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院規則の改正に基づき、通勤手当の支給額について職員の通勤手当の支給に関する規則で定めることとし、通勤に交通機関と自動車等を併用する者で、交通機関を利用するために、自宅から最寄りの駅等まで自動車等を利用する場合に、有料の駐車場を利用する者に対し、1日当たり5,000円を上限として通勤手当を支給することとするものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第6、議案第3号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第3号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、国民健康保険加入者1人当たりの診療費の増額などの影響により、現行の保険税率では、県が示す1人当たりの保険税必要額を賄うことができないことから、保険税の見直しが必要であり、熊野町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

詳細につきまして、住民生活部次長から説明をいたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） 議案第3号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

それでは、お手元の資料4を御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、本改正は、国民健康保険税の税率改定と、これに伴

2の改正内容でございますが、国民健康保険税は、（１）の基礎課税額（医療分）と、（２）の後期高齢者支援金等課税額、（３）の介護納付金課税額の３つに区分されており、それぞれの所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を算定し、合計した額を国民健康保険税として課税しております。

(2) の後期高齢者支援金等課税額につきましては、所得割率を 2.42% から 2.80% に、均等割額を 1 万 1,100 円から 1 万 2,000 円に改定するものでございます。

次に、（４）の国民健康保険税の減額についてでございます。

このため、先ほど（１）、（２）、（３）で説明したとおり、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の均等割額の改定に伴いまして、それぞれの減額する額を改定するものでございます。

低所得世帯につきましては、均等割を 7 割、5 割、2 割減額した後の額から 5 割減額します。

最後に、3の施行期目は、令和8年4月1日でございます。



これより質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第7、議案第4号、熊野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 議案第4号、熊野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、こども基本法に基づき、熊野町子ども・子育て会議において、熊野町子ども計画に関する事項及びこども施策の推進に関し必要な事項について事務を処理するため、当該会議の所管事務等に関して、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第４号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第４号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第８、議案第５号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第５号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、介護保険法施行令の改正により、令和８年度の介護保険料の算定に係る特例が定められたことに伴い、前年度非課税者に対する保険料の特例減免について定めるものでございます。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をいたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 竹本高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（竹本） 議案第５号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明申し上げます。

それでは、お手元の資料６を御覧ください。

まず、１介護保険法施行令の改正について御説明します。（１）趣旨ですが、令和７年度税制改正による給与所得控除の見直しにより、令和７年分以降の給与所得控除の最低保障額が５５万円から６５万円に引き上げられました。これにより、一部の被保険者について、令和６年分と令和７年分の給与等の収入金額が変わらないにもかかわらず、給与所得の金額が下がり、保険料段階が下がることになります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 令和7年度分の市町村民税の賦課期日において、熊野町に住所を有しない者については本人からの申請により減免を行うとありますが、これどのように周知されて、具体的にどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 竹本課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（竹本） 先ほどの説明にもありましたように、本来はシステム上で判断をして申請はなしにするんですが、転入者の場合については、転入時に説明をさせてもらって周知をさせていただくようにする予定になっております。以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 転入時に説明をするということなんですけれども、転入者の方がまず訪れるのは・・・住民生活課ではないかと思いますが、その後どのようにされるのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 竹本課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（竹本） 通知をいたします。手紙のほうを出すようにします。以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） ・・・・住民生活課に訪れた方にお手紙を出すということは、高齢者支援課と横の連携がないとできないと思うんですけど、その辺についてお伺いしてます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 竹本課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（竹本） すみません。転入時に税務住民課のほうにお越しになられちゃったら、今ワンストップサービスで必ず介護保険の該当の方については、介護保険のほうに連絡をいただくようにしておりますので、そこでこちらのほうに案内していただいて説明をさせていただきます。すみません。以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第9、議案第6号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） 議案第6号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、国が徴収する道路占用料の単価と率が改正されたことから、これとの整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、建設農林部次長から説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 大後戸建設農林部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（大後戸） 議案第6号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明いたします。

お手元の資料7、新旧対照表を御覧ください。

本条例が参酌しております道路法施行令が、道路占用料の算定の基礎となる地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映するため、改正、公布されました。これにより、本町に該当する占用料の単価と率が見直されたことから、町条例の別表を改正いたします。

主な内容は、電柱についてでございますが、第1種電柱1本につき、これまで年額570円でしたが、改正後は670円に、第2種は870円を1,000円に、第3種は1,200円を1,400円に改正いたします。

その他の施設の占用料につきましては、表のとおり改正となっております。

なお、こちらの施行日は、道路法施行令と同様に、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は1時30分。

(休憩 11時41分)

(再開 13時30分)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第10、議案第7号、町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） 議案第7号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、地蔵ヶ迫3号線と上ノ山4号線を道路法の規定に基づき、町道として路線認定するものでございます。

詳細を建設農林部次長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 大後戸建設農林部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（大後戸） 議案第7号、町道の路線認定の詳細につきまして、お手元の資料8により御説明申し上げます。

場所につきましては、1ページに町道認定路線表及び位置図を、また各路線の詳細につきましては、2ページから5ページまでに詳細図及び地番図を添付しておりますので、御参照ください。

今回認定する道路につきましては、都市計画法に基づく開発行為により施工された道路を路線認定するものでございます。

それでは、1ページに戻りまして、資料上段の認定路線表を御覧ください。

1路線目は、路線番号748、地蔵ヶ迫3号線です。延長は185メートル、幅員は5メートルから13.1メートルで、起点は呉地二丁目208番13地先、終点は、呉地二丁目208番33地先でございます。

2路線目は、路線番号749、上ノ山4号線です。延長は182メートル、幅員は6メートルから13.1メートルで、起点は川角二丁目497番5地先、終点は川角二丁

目 5 1 9 番 1 地先でございます。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第 7 号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第 11、議案第 8 号、専決処分した令和 7 年度熊野町一般会計補正予算（専決第 1 号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） 議案第 8 号、専決処分した令和 7 年度熊野町一般会計補正予算（専決第 1 号）の報告及び承認につきまして、御説明を申し上げます。

専決処分した令和 7 年度熊野町一般会計補正予算（専決第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,078 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 126 億 426 万 3,000 円とするものでございます。

令和 8 年 2 月 8 日に執行された衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する費用並びにこれに対する県委託金 1,078 万 7,000 円を歳入歳出予算にそれぞれ増額補正したものでございます。

当該事業に係る予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第 179 条第

1 項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第 8 号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより、日程第 12、議案第 9 号、令和 7 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） それでは、議案第 9 号、令和 7 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6 億 1,007 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 132 億 6,534 万 1,000 円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明いたします。

16 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明いたします。

1 款・町税につきましては、全体で 960 万円の減額でございます。

主な内容は、2 項・固定資産税において、償却資産が見込みを下回ったことや、滞納

繰越分の収納実績に伴い、５８０万円の減額でございます。

次の１６ページ下段の３款・利子割交付金から１８ページ下段、８款・環境性能割交付金までにつきましては、県からの配分見込額に応じて補正を行っております。

１８ページ下段の１０款・地方交付税では、令和７年度地方交付税の再算定に伴い、１億７,９６２万２,０００円の増額でございます。

２０ページの１２款・分担金及び負担金につきましては、全体で４５万円の減額でございます。

この主な内容は、１項・負担金、１目・民生費負担金において、措置者の減により、老人ホーム入所者及び扶養義務者費用徴収金９０万円の減額などがございます。

次の１３款・使用料及び手数料につきましては、全体で２８５万８,０００円の減額でございます。

この主な内容は、２０ページの１項・使用料、５目・土木使用料において、コーポラス熊野の入居者の減など、項全体で２８１万６,０００円の減額でございます。

続きまして、２２ページの中段、１４款・国庫支出金につきましては、全体で７,５６６万７,０００円の増額でございます。

主な内容でございますが、１項・国庫負担金、１目・民生費負担金では、保育所等運営事業の財源である子どものための教育・保育給付費国庫負担金の公定価格改定などによる収入見込額の増など、項全体で２,８２９万８,０００円の増額でございます。

２６ページ、２項・国庫補助金につきましては、５目・教育費補助金では、第三小学校南校舎改築事業及び中学校体育館の空調設備設置事業が令和７年度国の補正予算で措置されたことによる学校施設環境改善交付金や空調設備整備臨時特例交付金の増など、項全体で４,７３６万９,０００円の増額となっております。

続きまして１５款・県支出金につきましては、全体で３,６２１万７,０００円の増額でございます。

主な内容といたしましては、１項・県負担金、１目・民生費負担金では、国庫負担金と同様に、子どものための教育・保育給付費県費負担金の公定価格改定などによる収入見込額の増など、項全体で４,８３０万７,０００円の増額でございます。

続いて、３０ページをお開きください。下段の１６款・財産収入につきましては、全体で３４５万円の増額でございます。

主な内容といたしましては、１項・財産運用収入、２目・利子配当金において、債券

運用における利子収入など、項全体で２３４万６,０００円の増額でございます。

続きまして、３２頁中段の１７款・寄附金につきましては、現在までの寄附実績から、９,２１８万６,０００円を減額しております。

続いて、１８款・繰入金につきましては、全体で２億６９万８,０００円の減額でございます。

主な内容といたしましては、地方交付税の追加交付や事業費の減に伴い、財政調整基金繰入金を１億３,３０７万４,０００円、公共施設等整備基金繰入金を３,６００万円、それぞれ減額したことなどがございます。

続いて、３４ページ中段からの２０款・諸収入につきましては、全体で１,５４４万８,０００円の減額でございます。

この主な内容は、５項・雑入では、３７ページ上段の２９節・学校給食保護者負担金において、学校給食の喫食実績による減など、項全体で１,５４４万８,０００円の減額でございます。

続いて、２１款・町債につきましては、６億２,６８０万円の増額でございます。

詳細につきましては、後ほど第４表で御説明申し上げます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、主に執行残の減額などの予算整理でございます。説明に当たりましては、目別に主な増額事業と減額事業の内容について、御説明をいたします。

それでは４４ページをお開きください。

２款・総務費、１項・総務管理費、３目・会計管理費では、会計事務において振込手数料の実績見込みによる役務費９０万円の増額でございます。

続いて、下段から次のページにかけての２項・企画費、１目・企画総務費では、行政情報化事業において、今年度のガバクラ利用料の実績や健康管理システムの標準化が来年度になったことなどによる役務費や委託料など６,００１万６,０００円の減額でございます。

続いて、４７ページ中段のふるさと納税事務事業においては、ふるさと納税の寄附額の減に伴う返礼品に要する報償費や役務費など３,５６２万円の減額でございます。

続いて、４８ページをお願いいたします。

中段の３目・地域振興費では、定住交流推進事業において、国の交付金を活用した文化芸術のまちづくりに向けた地域資源の調査・計画策定業務における委託料を増額して

おりますが、地域おこし協力隊に係る費用の減額を計上しており、事業全体では、８８１万６,０００円の減額でございます。

続いて、５１ページ上段の交通輸送対策事業では、広島電鉄株式会社へのバス路線補助金９２０万６,０００円を増額しております。

続いて、４目・筆の里工房費では、筆の里工房事業において、創作館での運営に係る負担金補助及び交付金４,１４２万６,０００円を増額しております。

続いて５６ページ下段からの３款・民生費、１項・社会福祉費、１目・社会福祉総務費、５９ページ中段の定額減税補足給付金支給事業において、給付金の支給実績から、扶助費など１億１,２３１万円の減額でございます。

続いて６３ページをお開きください。６目・国民健康保険費では、熊野町国民健康保険事業において、事務費に対する繰出金の増加などにより、２,１１３万８,０００円の増額でございます。

続いて７目・福祉医療費では、福祉医療費公費負担事業においてこども医療費などの増加により、５２０万円の増額でございます。

続いて６６ページをお願いいたします。３項・児童福祉費、２目・児童措置費では、６７ページ下段から次のページにかけての児童福祉施設入所委託事業では、措置費単価の改正が遡って適用されることにより、１５１万２,０００円の増額でございます。

続いて６８ページをお開きください。

３目・保育所費では、保育所等運営事業において、公定価格の改正が４月１日に遡って適用されたことや、派遣保育士の雇用に係る補助金の実績など負担金補助及び交付金６５０万４,０００円の増額でございます。

続いて７０ページをお開きください。

４款・衛生費、１項・保健衛生費、２目・予防費では、感染症対策事業において、令和８年度に実施をされるＲＳウイルス定期予防接種対象者へ勧奨通知を送付するための役務費６万８,０００円を増額しておりますが、その他執行残の減額により、事業全体では１１３万２,０００円の減額でございます。

続いて下段から次のページにかけての３目・母子保健費では、母子保健事業において、妊婦、乳児健診の利用者の増による委託料を増額しておりますが、その他執行残の減額があり、事業全体では７８万円の減額でございます。

続いて８４ページをお願いいたします。

7 款・土木費、2 項・道路橋梁費、3 目・道路新設改良費では、上段の避難路整備事業において、国の補正予算措置に伴い、1,537 万 4,000 円の増額でございます。

続きまして 86 ページから 89 ページにかけての 4 項・都市計画費、2 目・公園費では、筆の里工房周辺整備事業において、筆の里工房周辺の茶室や石造物の移転工事費等々 1,729 万円の増額でございます。

続いて、90 ページから 93 ページにかけての 8 款・消防費、1 項・消防費、4 目・水防費では、91 ページ下段の災害予防及び応急対策事業において、災害用の給水タンクや簡易トイレの備品購入費など 738 万 2,000 円の増額でございます。

続いて 94 ページの 9 款・教育費、2 項・小学校費、1 目・学校管理費では、95 ページの下段、小学校大規模改造事業において、第三小学校南校舎改築事業が国の補正予算で措置されたことに伴い、6 億 7,620 万円の増額でございます。

続いて 98 ページをお願いいたします。

3 項・中学校費、1 目・学校管理費では、中学校大規模改造事業において、中学校体育館の空調設備設置事業が国の補正予算で措置されたことに伴い、2 億円の増額をしております。

続いて 104 ページをお開きください。

中段の 11 款・公債費、1 項・公債費、2 目・利子につきましては、利率上昇に伴い 129 万 4,000 円の増額でございます。

続きまして下段から 107 ページにかけての 12 款・諸支出金、1 項、1 目・基金費の基金事業につきましては、筆の里づくり基金積立金として、ふるさと納税などを計画的に活用するための積立てや、107 ページの減債基金積立金として、国の補正予算により増額措置された普通交付税を活用した積立てなど、1 億 3,954 万 6,000 円の増額でございます。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

次に、6 ページにお戻りください。

第 2 表継続費につきましては、小学校大規模改造事業において、第三小学校南校舎改築事業の総額 10 億 9,800 万円を令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年にかけて定めております。

第 3 表繰越明許費補正につきましては、中段の 1 追加に関しましては、国の補正予算に係るものなど、年度内の執行が困難になった経費について、翌年度に繰り越して使用

するために、合計で3億686万3,000円を計上しております。

2変更でございますが、12月定例会で、筆の里工房周辺整備事業において、エレベーター棟新築工事などが年度内に完了できないため、5,273万円の繰越承認をいただいたところでございますが、このたび、同事業内において、国の交付金に係る繰越事業が発生することから、6,859万3,000円に変更をしております。

8ページをお開きください。

第4表地方債補正では、1追加につきましては、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債において、避難路整備事業が国の補正予算で措置されたことに伴い、1,250万円を限度に追加をしております。

2変更につきましては、10ページの上から3番目の学校教育施設等整備事業債において、第三小学校南校舎改築事業が国の補正予算措置に伴って増額となっております。

次に、2つ下の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債では、中学校体育館の空調設備設置事業についても国の補正予算措置に伴い増額となっております。

その他につきましては、事業費の増減に伴う調整及び近年の金利上昇に伴い、利率を3.0%以内から5.0%以内に変更をしております。

令和7年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案についての説明は以上でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） 51ページ、2款・総務費、2項、3目の地域振興費の交通輸送対策事業のバス路線補助金なんですけども、約920万円ですか、増額されておるんですけども、何でこの時期にこの事業これだけの額を増額されとるのかっていうことの理由ですよ。それを教えていただきたいんですけども。ただ単に予算づけが甘かったのか、そうではないのかというのを教えてください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西川部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） バス事業者とは、これまで過去、阿戸線のと きからずっと協議をしてきてきまして、萩原線等についても赤字補填をしていただきたいという ようなお話をずっといただいております。算定方法とかいろいろ、地域単価とかいろいろあるんですけども、そういった中で、今般の全員協議会の中で説明させていただきま したけれども、不足額の4分の1程度でということで、一定程度合意をついたところもありまして、年度当初、当初予算に上げるときには、まだその辺の話もまだできてい ませんで、その流れで今回上げさせていただいたところがございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） 時期的なことなんですけども、ぎりぎりじゃないと分からなかったことなのか。そのことをお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） バス路線の整理なんですけども、どうも10月から9月まで1サイクルとして計算をされるそうです。ですから、この今年今出しているのは、去年の10月から今年9月までのものを清算されたものを出示しますので、その数値が当初予算では把握ができないということで、広電から数値をもらい次第、それから補正を組むということで、通常この時期にするということになると思います。

（「分かりました」の声あり）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 59ページの重層的支援体制移行準備事業なんですけども、これ国が大幅な見直しを行うということで、交付金が多いところで7割ほど削減されるということなんですけど、これに対する熊野町の影響についてお伺いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 井原健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~  
○健康福祉部次長（井原） 重層的支援体制整備事業の見直しの影響についてなんですが、熊野町の場合は、今年度、予定としまして準備のほうに取りかかる予定でございました。ですので、このたび影響が出ている市町は、もう重層的支援体制整備を社協とかよその事業所に委託している委託料に対して減額をされるということで戸惑われているという事例はありますけれども、熊野町としては影響はございません。以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） いいですか。ほかにありませんか。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（藤本） 32ページの17款の1項・寄附金のところなんですけれども、寄附金の予定金額が28%減ってるんですけども、これはこういった形で、こういった見込みで3億1,000万というのを出している形になってるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 榎並企画担当部長。

~~~~~○~~~~~  
○企画担当部長（榎並） これ多分ふるさと納税の関係の寄附のことだと思います。

見込みとして3億1,000万という形の当初予算組ませていただいた中で、実際にそのときの調整によって、どれぐらい寄附が見込まれるかっていうのは、実際に届いてみないと分からないということがありまして、それで最終的にまだこの3月末までの予算は確保しているんですけども、今の段階ではある程度はもう見込めないという分については、今回補正で落とさせていただくという形で今考えております。

これ自体は、途中でお金がなかったら、要は返礼品とかの購入っていうのができなくなりますので、ある程度の予算化を前もってさせていただいているというような内容でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第13、議案第10号、令和7年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第10号、令和7年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億1,247万円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億8,016万3,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険給付費等に対する県補助金1億3,364万6,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費1億円の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）



○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第１０号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第１０号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第１４、議案第１１号、令和７年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第１１号、令和７年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ９５６万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１０億２，５２３万３，０００円とするものでございます。

歳入の主な内容は、一般会計繰入金１，０２１万８，０００円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による６８４万９，０００円の減額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第１１号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第15、議案第12号、令和7年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 議案第12号、令和7年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第3号)案につきまして、御説明を申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1,671万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億1,783万1,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、基金繰入金1,087万5,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の減による地域支援事業費839万8,000円の減額などでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ99万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,088万6,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、予防給付費収入63万4,000円の減額でございます。

歳出の主な内容は、事業費において、介護予防プラン作成委託料99万円の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第16、議案第13号、令和7年度熊野町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 議案第13号、令和7年度熊野町下水道事業会計補正予算(第3号)

案につきましては、収益的収入予定額を1,601万6,000円減額し、総額を5億9,078万8,000円とし、収益的支出予定額を4,253万5,000円減額し、総額を5億6,407万4,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を1,110万円減額し、総額を3億6,438万6,000円とし、資本的支出予定額は799万1,000円減額し、総額を5億5,889万4,000円とするものでございます。

収入の主な内容といたしましては、収益的収入として、社会資本整備総合交付金の減額でございます。また、資本的収入として、企業債及び公共ます設置に係る受益者負担金の減額でございます。

支出の主な内容といたしましては、収益的支出として、太田川流域下水道維持管理負担金及び委託料の減額でございます。

また、資本的支出としては、太田川流域下水道建設負担金の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) お諮りします。

これより日程第17、議案第14号、令和8年度熊野町一般会計予算についてから、  
日程第21、議案第18号、令和8年度熊野町下水道事業会計予算についてまでを一括  
議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第14号から、日程第21、議案第18号までを一括議題  
とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第17、議案第14号から、日程第21、議案第18号ま
でを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 議案第14号から議案第18号まで、一括して提案理由を御説明申し  
上げます。

まず、議案第14号、令和8年度熊野町一般会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額  
を、歳入歳出それぞれ124億2,319万円とするものでございます。

2ページからの歳入ですが、主な内容といたしましては、地方税26億8,826万

7,000円、地方交付税30億200万円、国庫支出金24億7,815万4,000円、県支出金9億8,332万6,000円、町債8億1,110万円などがございます。

次に、5ページからの歳出ですが、主な内容といたしまして、総務費は20億4,790万円で、公有財産管理事業として、公共施設等の照明設備をLED照明に更新する経費のほか、行政情報化事業、筆の里工房事業などを計上しております。

民生費は52億3,675万5,000円で、保育所等運営事業として、教育・保育の受入れ体制を確保するための経費のほか、障害者総合支援事業、後期高齢者医療事業などを計上しております。

衛生費は10億935万1,000円で、廃棄物中間処理・最終処分事業として、熊野町から発生した一般廃棄物を業者委託によって適正処理するための経費のほか、廃棄物収集運搬事業、感染症対策事業などを計上しております。

土木費は14億7,390万9,000円で、筆の里工房周辺整備事業など、観光交流拠点として公園整備を実施する経費のほか、下水道事業繰出金、道路維持管理事業などを計上しております。

教育費は11億3,253万3,000円で、学校給食事業として、給食の提供により、児童・生徒の心身の健全な発達を図るための経費のほか、小中学校一般管理事業、学校支援事業などを計上しております。

次に、7ページでは、第2表で1件の繰越明許費を、第3表で5件の債務負担行為を、第4表で12件の地方債を定めております。

次に、議案第15号、令和8年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億1,431万7,000円とするものがございます。

2ページの歳入のうち主な内容は、国民健康保険税3億6,228万5,000円、県支出金13億3,956万7,000円、繰入金2億350万5,000円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、保険給付費12億7,938万8,000円、国民健康保険事業費納付金5億6,331万9,000円でございます。

続きまして議案第16号、令和8年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億8,130万9,000円とするものがございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、後期高齢者医療保険料5億1,192万9,000

0 円、繰入金 5 億 6,809 万 7,000 円でございます。

3 ページの歳出のうち、主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金 10 億 7,798 万 8,000 円でございます。

続きまして、議案第 17 号、令和 8 年度熊野町介護保険特別会計予算案ですが、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 27 億 2,417 万 6,000 円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2,296 万 8,000 円とするものでございます。

まず保険事業勘定についてですが、4 ページの歳入のうち、主な内容は、保険料 4 億 5,240 万 1,000 円、国庫支出金 6 億 1,145 万 9,000 円、支払基金交付金 7 億 1,925 万 8,000 円、県支出金 3 億 9,651 万 2,000 円、繰入金 5 億 4,253 万 6,000 円でございます。

5 ページの歳出のうち、主な内容は、保険給付費 25 億 8,226 万円、地域支援事業費 1 億 2,189 万 7,000 円でございます。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、8 ページの歳入のうち、主な内容は、サービス収入 1,094 万 8,000 円、繰入金 1,197 万 5,000 円でございます。

9 ページの歳出の内容は、事業費 2,296 万 8,000 円でございます。

最後に、議案第 18 号、令和 8 年度熊野町下水道事業会計予算案ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入予定額を 6 億 4,716 万 8,000 円、収益的支出予定額を 6 億 4,639 万 3,000 円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入予定額を 3 億 4,707 万 1,000 円、資本的支出予定額を 5 億 3,418 万 1,000 円とするものでございます。

また、第 5 条で 1 件の企業債を定めております。

以上が、一般会計及び 3 つの特別会計並びに 1 つの企業会計に係る令和 8 年度当初予算の提案説明でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案されました令和 8 年度熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について並びに企業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに

一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって令和８年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について並びに企業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 １４時２３分）

（再開 １４時２４分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって予算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員長に大瀬戸議員、副委員長に民法議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって予算特別委員会の委員長に、大瀬戸議員、副委員長に民法議員を指名することに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第２２、発議第１号、熊野町議会改革特別委員会の設置に関する決議案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 発議第1号、熊野町議会改革特別委員会の設置に関する決議に伴う趣旨説明。

それでは、熊野町議会改革特別委員会の設置に関する決議の趣旨について、御説明いたします。

地方分権が進展する中、二元代表制の下、地方議会の果たす役割は重要性を増しており、議会活動の充実、強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められている。より一層町民の負託に応えるため、また町民生活の向上と民主政治の発展に寄与するため、これからの本町議会の在り方などを調査していく必要があると考え、このたび、熊野町議会改革特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び熊野町議会委員会条例第5条の規定により、提案するものでございます。

委員の定数は14名とし、期間といたしましては、調査及び審査が終了するまで、閉会中も継続して行うものといたします。

以上、御審議の上御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で趣旨説明を終わります。

発議第1号については、議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって本案は、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより発議第1号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については原案のとおり可決しました。

ただいま設置された熊野町議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することと決定しました。

熊野町議会改革特別委員会の委員定数は14人です。よって全議員13人を委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、全議員13人を委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時29分)

(再開 14時32分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

熊野町議会改革特別委員会の正副委員長は、互選結果が通知されておりますので御報告します。

委員長に、私時光議員、副委員長に大瀬戸議員、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第23、選挙第1号、熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

この件につきましては、令和4年3月議会で議決しました現在の選挙管理委員と補充員の任期が令和8年3月29日で終了するために、改めて委員と補充員を今議会で選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は議長の指名推選で行うことに決まりました。

それではお手元に配付しています資料のとおり、選挙管理委員には、藤川千浪さん、住岡宣博さん、高橋直さん、荒谷精二さんを、補助員には、1位、土路智昭さん、2位、

沖田浩さん、3位、森本昌義さん、4位、上馬場義文さん。以上の方々を議長からの指名推選といたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方々を、熊野町選挙管理委員及び補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、選挙管理委員には、藤川千浪さん、住岡宣博さん、高橋直さん、荒谷精二さんを、補助員には、1位、土路智昭さん、2位、沖田浩さん、3位、森本昌義さん、4位、上馬場義文さん、以上の方々が当選されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時35分)

(再開 14時37分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 引き続き会議を再開します。

お手元に配付したとおり、熊野町議会改革特別委員会委員長から熊野町会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査、調査申出についてが提出されました。

お諮りします。

熊野町議会改革特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを追加日程第1号として議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、熊野町議会改革特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより、追加日程第1、熊野町議会改革特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

熊野町議会改革特別委員会の委員長から、委員会における審査の事件については、熊野町会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(散会 14時39分)